

報告書記入時の注意点

①記録に基づいて正確に記載

記入にあたっては、フロン排出抑制法に基づく記録（台帳）、設置及び整備時等に作成した作業完了報告書（充填証明書及び回収証明書）、廃棄等実施時に作成した引取証明書（行程管理表）、等の記録書類に基づいて、正確に集計してください。

②報告者欄は登録のとおり

報告者の郵便番号、住所、氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、電話番号及び登録番号については、山梨県に登録されているとおりに記入してください。

（登録内容に変更が生じている場合は、変更届出が必要となります。）

③報告の対象期間

報告の対象期間は、年度の初日（4月1日）から末日（3月31日）までです。（年度の途中で新規登録した場合は「登録年月日」から、年度の途中で廃業等により登録を抹消した場合は「抹消年月日」までの期間が対象となります。）

④報告の対象範囲

報告の対象範囲は、第一種特定製品に対して、山梨県内において実施したフロン類の充填・回収等の実績です。他の都道府県における実績の報告はそれぞれの都道府県にお問い合わせください。

⑤実績がない場合も報告

山梨県内で実績のない場合でも報告は必要です。実績のない項目には「0」を記入し、空欄がないように報告してください。

⑥数値の継続性を確認

様式の備考3（裏面記載）のとおり、記入する数値の整合性を確認してください。また、前年度の報告に「年度末に保管していた量」があるときは、今回の報告に正しく引き継がれていることを確認してください。（前回報告の⑧・⑯・⑳が、それぞれ今回の報告の③・⑪・⑱と一致します。一致しない場合は理由を特記事項に記載してください。）

⑦引き渡した量の記載について

引き渡した量の記載については、項目④・⑫・㉑の「再生業者」、項目⑤・⑬・⑲の「破壊業者」、または項目⑦・⑮・㉒の「第49条第1号に規定する者」のいずれに引き渡したものであるか、記載欄や数値に間違いのないように記載してください。（引き取った者から交付された証明書を確認する等によって、法のどの位置づけの者に引き渡したのか、引き取った者との認識に食い違いのないように注意してください。）

報告様式中の項目⑦・⑮・㉒の「第49条第1号に規定する者」とは、フロン排

出抑制法施行規則第49条第1項第1号に基づき都道府県の認定を受けた者であり、山梨県では「一般社団法人山梨県冷凍空調設備保安協会」を認定しています。

⑧確認を行った台数とは

報告事項のうち「法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数」とは、例えば不法投棄から相当の年月が経過し風化が進んだ機器を地方公共団体等が大量に処理するなど、通常の回収依頼等によって処理を行うことが適切でない場合や、機器整備に際してフロン類を回収し、その後充填することなく機器を廃棄することとした場合など、フロン類が充填されていないことが明らかな場合といった、例外的なケースにおいて用いることを想定しています。一般的にはまれな事例であることに御留意ください。

(確認証明書を発行していない場合は該当しません。)

⑨全事業所の総計を報告

山梨県に複数の事業所を登録する法人等の場合は、各事業所の実績を総計した数値を報告してください。

※提出していただいた報告書の記載内容について、電話等で確認させていただく場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

※提出書類の様式(Excelファイル)は、山梨県ホームページ「フロン対策の推進」内で公開しています。様式に記載の注意事項もあわせて御確認をお願いいたします。